

JASDAQにおける有価証券上場規程別表の一部改正新・旧規定対照表

(下線の部分は改正箇所)

新			旧		
第1 株 券 (上場手数料)			第1 株 券 (上場手数料)		
区分	納入期	徴収標準	区分	納入期	徴収標準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格(株券を対価とする公開買付けに際して行われる株券の発行にあつては、当該公開買付けの決済の開始日(以下「 <u>決済開始日</u> 」という。))における本所の当該株券の最終価格(決済開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、 <u>決済開始日後、本所において売買立会が最初に成立した日の最終価格。ただし、本所が売買状況その他を勘案して最終価格を用いることが適当でない</u> と認めるときは、 <u>本所がその都度定める価格とする。)</u>)に新たに上場する株式数(上場外国会社である場合において、当該上場外国会社の発行する株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、当該株式数のうち本邦内における募集に伴い上場する株式数をいう。)を乗じて得た金額の万分の8(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権	上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数(上場外国会社である場合において、当該上場外国会社の発行する株券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されているときには、当該株式数のうち本邦内における募集に伴い上場する株式数をいう。)を乗じて得た金額の万分の8(他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の行使等により新たに上場する株券については万分の1)

		の行使等により新たに上場 する株券については万分の 1)
--	--	------------------------------------

付 則

この別表は、平成23年10月 7 日から施行する。